コスト情報に係る各報告書(抜粋)

① 平成 15 年 6 月 公会計に関する基本的考え方」について

分科会 法制·公会計部会 公会計基本小委員会

【報告書の内容】

(下線は事務局が加筆)

- 1. 公会計制度を巡る状況
 - (2)現行制度に対する指摘事項

(略)従来より、主に、民間の企業会計との対比において、次のような指摘が行われている。

- ・ 予算執行の状況が分かるのみで、当該年度に費用認識すべき行政コスト、<u>事業毎に間接費用を配</u> 賦したフルコストが(中略)明らかにならない。
- ・ 事業毎のコストや便益が把握できないため、予算の効率的な執行を図る助けにはならない。
- 2. 公会計の意義・目的
 - (3)公会計の意義、目的

(略)財務報告としての財務書類等は、「情報開示と説明責任の履行」及び「財政活動の効率化・適正化」の機能を果たすと考えられるが、財務報告として作成される財務情報を、単に情報開示と説明責任の履行にとどめることなく、予算の効率化・適正化にいかに活用し、聖域なき歳出改革につなげていくかが重要であることを指摘したい。

- 5. 財務報告として開示すべき情報
- (2)省庁別財務書類の作成の取組み
 - ① 政策別情報開示の意義と省庁別財務書類の考え方

事業、施策、政策に着目したディスクロージャを進めることは、行政府のアカウンタビリティを高めつつ、行政府自身の管理の向上により財政活動の効率化・適正化を促す面があり、優先度は高いものと考えられる。

この場合、事業や政策をどのような単位で捉え、開示を進めるべきかという点がまずは論点となる。この点について、公会計基本小委員会としては、後述するように個別事業毎の財務書類の作成には限界があるため、(中略)省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めることが適当であると考えられる。

(3)個別事業、施策、政策についての財務情報

財政の効率化・適正化を進める観点からは、国の行う<u>施策を個別の事業単位で捉え</u>、説明責任を負わせるとともに、評価の対象とすることが考えられる。事業毎の説明責任を果たす方法としては、(中略)政策コストを把握する手法等があり、(中略)そのような手法を<u>国の事業一般を対象</u>として活用していくことが考えられる。

(中略)しかしながら、全ての事業の財務分析を行うことは過大な負担を課すこととなるだけではなく、効果的な事業評価手法の確立が必要であるといった問題や、分析対象としての必要性の点で疑わしい事業もあると考えられることから、対象となる事業及び開示すべき内容と手法等について、更に十分な検討が必要である。

② 平成 18 年 6 月「公会計整備の一層の推進に向けて~中間とりまとめ~」 法制・公会計部会 公会計基本小委員会及び公企業会計小委員会 合同会議

【報告書の内容】

- (下線は事務局が加筆)
- 1. 財務書類の一層の活用について
- (2)財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

(中略)今後は、予算書・決算書の見直しによる<u>予算・決算と政策評価との連携の強化も予定されている</u>ところであるが、<u>これらと併せて</u>これまでに整備されてきた<u>財務書類を活用することによって、一層</u>の財政活動の効率化・適正化を図ることが重要である。

②ミクロ面からの活用

予算の執行責任を負っている省庁ごとや政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化を図っていくためには、「国の財務書類」よりも「省庁別財務書類」における情報を活用していくことが適切と考えられる。

ただし、現行の「省庁別財務書類」において提供される財務情報は、省庁別、一般会計・各特別会計といった単位で開示されており、基本的に<u>政策単位での開示とはなっていないため、その活用には限界がある。そこで、現在検討が行われている予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、その一層の活用を図っていくべきである。</u>

③ 平成19年6月「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」

|(財審 財政制度分科会 法制·公会計部会 公企業会計小委員会 公企業会計WG)|

【報告書の内容】

- (下線は事務局が加筆)
- 4. 新たなコスト情報の開示に関する基本的考え方
- (1)新たなコスト情報の開示の目的

(前略)新たなコスト情報の開示の目的としては、まず、各省庁自らの政策評価や予算内容の効率化を図るための検討等に際し活用するという観点に軸足を置くべきである。

- (3) 具体的検討に当たっての基本的考え方
- ② 現在すでに開示されているコスト情報に加え、新たにどのようなコスト情報を開示するか検討するにあたっては、情報の集計・開示に係る作業コストと活用のメリットとの関係を考慮する必要がある。こうした観点を踏まえれば、政策評価や予算内容の効率化を図るための検討等において有効な活用が考えられる情報を新たに開示するという考え方を基本とすることが適当である。
- ③ 予算書・決算書の表示科目の見直し後における予算書・決算書上の支出内容をみた場合、補助金や交付金など現金ベースでも発生主義ベースでも基本的に金額が変わらないものが相当程度を占めることが予想される。このような支出と一対一で対応する政策について評価を行う観点からは、現金ベースの支出額の情報に加え、新たに発生主義ベースでコスト情報を開示する意義は乏しいと考えられる。
 - 一方、政策評価における政策に対応するコスト情報を発生主義ベースで把握することにより、新

たな視点からの評価が可能となる場合には、発生主義ベースでの情報開示が有益となるものと考えられる。

この場合、政策評価における政策は、一般に、いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の 区分に対応するものとされていることから、それぞれの区分ごとに、発生主義ベースでの情報開示 が有用となるかどうかについて検討すべきである。

- ⑥ 政策に係るコストに対応した<u>受益者負担等の対価的な収入(財源)がある場合</u>には、これらを差し引いたネットのコスト情報を併せて開示することの有用性についても検討すべきである。
- 5. 今後の対応

各省庁は、上記に示した考え方に沿って、新たなコスト情報の開示の在り方について、<u>その活用方法</u> も含め、平成 20 年度予算の表示科目をベースに、本年度中を目途に検討を行うべきである。

④ 平成22年7月20日「政策別コスト情報の把握と開示について」

(財審 法制・公会計部会)

【報告書の内容】

(下線は事務局が加筆)

1. はじめに

(中略)財政制度等審議会では、(中略)平成19年に「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」を取りまとめ、新たなコスト情報の開示に関する基本的考え方を示すとともに、**各省庁におい で検討を行うべきとした。**

(中略)実際に省庁別財務書類を活用して**各省庁が政策別にコスト情報を作成する際には、一定の手** 法などについてのさらに具体的な方策を示すことが重要であることから、当部会においては、(中略)政 策別コスト情報の把握等について検討を重ねてきた。

(1)政策別コスト情報の意義・目的

(中略)共通経費を一定の基準で配分等することにより、行政担当者にとっては自ら担当する行政分野 の費用の全体像の把握が一段と容易になると考える。 これにより、自らの事業のコストに対する意識の 醸成、経年変化や他事業との比較を通じた効率化への取り組みを促す効果が期待できると考えられる。

- 2. 政策別コスト情報の構成について
 - (1)基本的な政策別コスト情報の作成単位

政策別コスト情報の作成単位としては、(中略)政策評価項目を基本とすることが適当であると考える。

ただし、**各省庁が設定している政策評価項目については、**大項目、中項目、小項目等様々な階層が存在している。(中略)毎年の個別事業の改廃による情報の継続性に影響などを考慮すると、余り細かい区分ではなく、(中略)中程度の政策目標単位を基本とすることが適当である。

④ 「財務書類等の一層の活用に向けて(報告書)」(平成27年4月30日)

(財審 財政制度分科会 法制・公会計部会 財務書類等の一層の活用に向けたWG)

【報告書の内容等】

(下線は事務局が加筆)

- (3)行政活動の効率化・適正化のための活用
 - ②「政策別コスト情報の改善」

「政策別コスト情報」は、(中略)人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できるが、現状において、「政策別コスト情報」は予算のPDCAサイクルに活用されていない。

今後、会計記録の精緻化・細分化による<u>個別事業のフルコスト情報の把握が可能となれば、</u>フルコストと定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較・分析が可能となり、<u>行政評価等に資するのではないか</u>と考えられる。